

「安全・安心の未来都市」の実現に向けて (安心・協働・共生分野) 事業評価一覧 (平成30年度に実施した事業)

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
職員の危機対応能力の向上	Ⅲ-9	危機への備え・対応力を高める		総合的な危機管理体制の充実	市職員	市職員の危機対応能力の向上のため、研修や訓練を開催	計画どおり	486	H19	独自性 先駆的	<p>【①危機対応能力向上に向けた多様な研修等の実施】</p> <p>本市の職員が、危機に対し迅速かつ的確に対処できるよう、災害発生を想定した「災害対応図上訓練」において状況付与型の訓練を実施した。また、不当要求対策担当弁護士を活用したロールプレイング形式による研修や、県警機動隊員による身の危険に対する実践的な研修を行うなど、各種危機への対応について、一定の意識づけができた。</p> <p>【②継続した訓練等の実施】</p> <p>職位ごとの研修や部局ごとのマニュアルに基づく訓練、部局間の連携を図れる訓練を継続して実施していくことで、更なる危機対応能力の向上を図っていく。</p>	
総合防災訓練	Ⅲ-9	危機への備え・対応力を高める		総合的な危機管理体制の充実	・市民(自主防災会、自治会、学生、ボランティアなど)、 防災機関(自衛隊、警察など) ・事業者(協定締結企業など) ・協定締結自治体	市民や防災機関などが参加する防災訓練の実施	計画どおり	2,748	S61		<p>【①防災関係機関との連携強化及び地域防災力強化の推進】</p> <p>本市の総合防災訓練において、地震から身を守る訓練や自主防災組織が中心となった避難所設営訓練を行うなど、地元自治会をはじめとした市民の積極的な参加により、市民が災害時に取るべき行動や役割を啓発することができた。また、協定を締結した事業者によるドローンを活用した災害情報収集・伝達訓練を行うなど、関係機関との連携を確認できた。</p> <p>【②地域防災力の更なる強化】</p> <p>市民をはじめ、防災関係機関や事業者などと連携し、継続して総合防災訓練を実施することで、地域防災力の更なる強化を図る。また、避難所開設運営に係るガイドラインを作成することなどにより、円滑な避難所運営が図れるよう努める。</p>	
防災備蓄整備事業	Ⅲ-9	危機への備え・対応力を高める		防災・減災対策の強化	市民	災害による避難者が必要とする食料や生活必需品等を整備	計画どおり	16,472	S61		<p>【①備蓄体制の充実強化に向けた計画の策定】</p> <p>「宇都宮市防災備蓄・調達計画」に基づき、食料・生活必需品・資器材等の備蓄を行った。また、国の指針や「宇都宮市地域防災計画」を踏まえ、エネルギーの確保やプライバシーの確保、衛生環境の確保などを柱として、備蓄物資の計画的な調達・更新を行う「第2次防災備蓄・調達計画」を策定した。</p> <p>【②第2次防災備蓄・調達計画の着実な推進】</p> <p>「第2次防災備蓄・調達計画」に基づき、備蓄・調達を着実に推進する。</p>	
IOTを活用した情報収集伝達体制の整備	Ⅲ-9	危機への備え・対応力を高める		防災・減災対策の強化	・市民 ・来訪者 ・ホームページ閲覧者	・災害時等の迅速かつ正確な情報提供・収集 ・防災・災害に関する情報提供の多重化	計画どおり	0	H23		<p>【①ICT等を利活用した情報発信の強化】</p> <p>災害発生による被害を最小限にとどめることができるよう、気象警報や避難情報を市民へ迅速かつ正確に伝達するため、登録制防災情報メールや緊急速報メールなどの普及を促進するとともに、携帯電話を持っていない市民等に対し、避難情報が自動的に配信されるプッシュ型の情報伝達手段を構築した。</p> <p>【②新たな情報伝達手段の導入】</p> <p>市民の適切な避難行動につながるよう、様々な情報伝達手段によって災害情報を発信していくとともに、新たな情報伝達手段として緊急告知機能付き防災ラジオの早期の運用開始と普及を図っていく。</p>	拡大

防災知識の普及啓発	Ⅲ-9	危機への備え・対応力を高める		防災・減災対策の強化	市民	防災に関する知識の普及啓発を図るため、冊子の配布や出前講座の実施	計画どおり	1,428	H25	<p>【①出前講座などによる防災知識の普及啓発の実施】</p> <p>県が行った浸水想定区域の見直しに伴う「田川・姿川洪水浸水ハザードマップ」の修正を踏まえ、避難所の見直しや「わが家の防災マニュアル」を一部修正するとともに、出前講座の様々な機会をとらえて、防災に関する知識の普及啓発を行った。</p> <p>【②多様な機会を捉えた普及啓発の実施】</p> <p>出前講座のメニューの充実を図るとともに、「わが家の防災マニュアル」の掲載内容の見直しを行い、市民の防災力向上を図る。</p>
災害時生活用水確保	Ⅲ-9	危機への備え・対応力を高める		防災・減災対策の強化	市民	災害時等に生活用水に活用できる井戸の調査・登録	計画どおり	788	H9	<p>【①災害用井戸の水質調査による地域における防災力の維持・強化】</p> <p>災害時に上水道が断水した際に生活用水を補完する「災害用井戸」について、既登録井戸については5年毎(平成30年度が該当)、また、新規登録申請のあった井戸についても水質検査を実施した。</p> <p>【②災害時生活用水の確実な確保に向けた継続的な支援の実施】</p> <p>新規登録申請の受理や水質検査を継続し、地域の助け合いによる生活用水を確保し、地域の防災体制の強化を支援していく。</p>
小災害被災者援護事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化		被災者の援護	災害救助法の適用基準に達せず、かつ、被災者生活再建支援法の適用基準に達しない災害を受けた被災者	・被災者に対する見舞金の支給 ・床下浸水による特別清掃	計画どおり	2,733	S44	<p>①【被災者援護の実施】</p> <p>・火災等の被災者に対し、災害見舞金等を支給し、援護を行った。</p> <p>・災害に遭われた市民の援護を迅速に対応していく必要がある。</p> <p>②【被災者への早期援護】</p> <p>関係機関等と連携を図り、被災者への早期援護を実施していく。</p>
感染症の発生・蔓延防止対策(新型インフルエンザ等対策含む)	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化		・健康危機管理能力の向上 ・健康危機に関する関係機関との連携強化	感染症患者及びその接触者 感染症に感受性のある市民	・感染症に感染した可能性のある者への健康診断勧告 ・病原体に汚染された恐れのある場所の消毒 ・新型インフルエンザ等に対する医療体制等の整備を図るため、関係機関との連絡会議を開催	計画どおり	1,447	H11	<p>①【感染症のまん延防止、接種要領の作成開始】</p> <p>・感染症発生時には迅速に積極的疫学調査を行い、感染症のまん延防止が図られた。</p> <p>・新型インフルエンザ等への対策として、市民等に対する住民接種を迅速に実施できる体制を整備するため、接種の具体的な方法等について検討し、接種要領の作成に着手した。</p> <p>②【正確な情報把握と関係機関との連携強化】</p> <p>・腸管出血性大腸菌等の感染症による健康被害を最小限にとどめるため、引き続き、医療機関と連携しながら正確な情報を把握し、迅速に対応することにより、まん延防止に努める。</p> <p>・新型インフルエンザ等による市民の健康被害等を最小とするため、市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき、引き続き、栃木県や市医師会等の関係機関と連携を図りながら、住民接種体制等を整備していく。</p>

感染症発生動向調査事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化		・健康危機に関する情報の収集・提供 ・健康危機に関する関係機関との連携強化	市民 医療機関 県 国	・感染症法に基づき、医師から感染症の報告を受け、県及び国へ報告する。 ・市内の感染症流行状況を解析し、医師や市民に対し、患者発生状況や予防策等の情報をホームページ等を利用して迅速に提供する。	計画どおり	1,707	H11		①【感染症発生動向の把握及び周知】 感染症発生動向調査を実施することにより、発生動向を迅速に把握することができ、有効な感染症の情報発信ができた。 ②【感染症発生動向の把握及び周知】 感染症の発生動向調査を継続するほか、感染症発生時に、迅速かつ確に対応できるよう、日頃から、届出基準の周知を行うなど医療機関との連携を密に図るとともに、ホームページを活用して感染症の発生状況のほか、予防法の紹介を行い、市民が自身の健康維持に役立てられるよう情報提供を行う。
感染症検査事務	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化		感染症対策に係る行政指導に必要な検査データの提供	・感染症対策所管課	・感染症のまん延防止に資する検査の実施とデータ提供	計画どおり	12,935	H8		①【感染症検査の項目拡充及び精度の向上】 担当課から依頼された検査について、迅速かつ正確に実施したほか、栃木県に委託していたインフルエンザウイルスの分離同定検査を確立し、検査項目を拡充することにより、行政指導に必要な検査データを円滑に提供するとともに、各種検査の調査研究に取り組むことにより、検査精度の向上や多様化・高度化する検査へ対応し、感染症のまん延防止が図られた。 ②【試験検査の充実と調査研究の推進】 感染症対策に係る行政指導に必要な検査データを円滑に提供できるよう、引き続き、衛生環境試験所運営計画に基づき、検査項目の拡充を図るとともに、現在、栃木県に委託している急性脳炎の原因となるウイルス分離同定検査について、検査法の検討を行うなど、調査研究に取り組んでいく。
道路排水施設整備事業	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	好循環P戦略事業	道路冠水箇所の冠水軽減	市民、道路利用者	道路排水施設の整備	計画どおり	67,929	H15		①【被害軽減に向けた排水施設整備の実施】 ・道路冠水の軽減を図るため、道路冠水箇所等の一部において、地形や排水経路、既存排水施設などの現況調査を行うとともに、その結果に基づいた冠水の軽減対策を実施した。 ・引き続き、冠水の軽減対策を実施するとともに、総合的な治水・雨水対策を推進していく必要がある。 ②【庁内関係課との連携強化】 ・今後は、総合的な治水・雨水対策を推進するため、河川や下水道事業との連携を更に深め、効果的・効率的な冠水の軽減策に取り組むとともに、道路冠水箇所の未調査箇所において、現況調査に基づく軽減対策検討のほか、透水性舗装や浸透樹整備による軽減対策を実施する。
都市基盤河川整備事業	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	好循環P戦略事業	御用川・奈坪川のいっ水被害の解消	・流域に居住する市民、地権者	河川改修の実施・用地取得	計画どおり	586,397	H3		①【奈坪川（駅東地区）のトンネルの供用開始】 ・奈坪川の駅東地区において、トンネル流入水路工事と除塵機設置工事を計画的に実施したことで、トンネルの供用が開始された。 ・引き続き、計画的な整備の推進を図る必要がある。 ②【いっ水被害解消に向けた計画的な整備の推進】 ・奈坪川において、いっ水被害の著しい東町地区の被害解消に向けて、道路交通の安全を確保しながら、下流部の競輪場通り橋梁工事を円滑に実施していく。 ・引き続き、台風や集中豪雨によるいっ水被害を早期に解消するため、国や県の補助金などの財源を活用しつつ、地域住民や地権者の理解を得ながら、河川整備を計画的に推進していく。

準用河川等整備事業	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	好循環P戦略事業	準用河川・普通河川の いっ水被害の解消	・流域に居住する市民、地権者	河川改修の実施・用地取得	計画どおり	857,092	S47	<p>①【いっ水被害の解消に向けた河川改修等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業の進捗と連携を図りながら準用河川越戸川バイパス工事を推進したほか、準用河川山下川の改修工事、準用河川新川江曾島調節池の整備、普通河川給分川の改修工事を実施するなど、一定区間におけるいっ水被害の解消に向けた河川改修等を実施した。 ・引き続き、いっ水被害の解消に向けた計画的な整備の推進が必要である。 <p>②【いっ水被害の解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、土地区画整理事業地内の産業通り暫定2車線開通に向け、土地区画整理事業との連携を図りながら越戸川バイパス工事を推進していくほか、今年度末の新川江曾島調節池の暫定供用開始に向けた分水路の整備、山下川や給分川の改修工事などに取り組んでいく。 ・引き続き、台風や集中豪雨によるいっ水被害を早期に解消するため、国の補助金などの財源確保に努め、地域住民や地権者の理解を得ながら、河川整備を計画的に推進していく。 	
急傾斜地対策費	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化	好循環P戦略事業	土砂災害の未然防止及び緊急時における迅速な避難	・市内全域の急傾斜地崩壊危険区域に居住する市民	・県施工の崩壊防止事業の促進 ・防災訓練等の実施	計画どおり	6,988	S47	<p>①【急傾斜地崩壊危険区域の防災性の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月に「土砂災害・全国統一防災訓練」の一環で、住民参加(49名)による実践的な訓練を行い、急傾斜地崩壊危険区域住民の土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上が図られた。 ・土砂災害の未然防止と市民の安全安心を確保するため、急傾斜地崩壊危険箇所早期整備について、県に要望した。 ・引き続き、関係機関と連携しながら、急傾斜地崩壊危険区域の防災性の強化を図る必要がある。 <p>②【関係機関と連携した防災対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、防災意識の更なる高揚を図るため、「土砂災害・全国統一防災訓練」や「危険箇所合同点検」を実施するなど、関係機関及び地域住民との連携に努めるとともに、急傾斜地の危険箇所を事前に把握するため、関係課と連携し、点検を実施していく。 	
大規模建築物耐震改修等補助金	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化		大規模建築物の耐震化促進	昭和56年5月31日以前の基準で建築された一定規模以上の不特定多数が利用する建築物(学校、病院及び旅館等の用途に限る)の所有者	・耐震改修等費用の一部補助	計画どおり	20,998	H28	<p>①【補助制度の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、平成29年度から耐震改修中の病院施設について、耐震補強計画の変更及び工期の延長が発生し、国の交付金や県の助成金の手続きを含め、確実な耐震化が実施されるよう支援を行った。 <p>②【建物所有者へのフォローアップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、建築物所有者に対し、改修工事の進捗状況を定期的に確認し、着実な耐震化が図られるよう、引き続き支援を行っていく。 	
ブロック塀等撤去費補助金	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化		ブロック塀等の安全対策の促進	一般通行の用に供する道路等に面する一定の高さを超える塀の所有者等	・撤去、補強改修費用の一部補助	計画どおり	6,901	H30	<p>①【補助制度の創設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震の塀の倒壊被害を受け、民有地におけるブロック塀等の安全対策として、補助制度を創設するとともに、注意喚起について、全自治会回覧や出前講座、スクールゾーンの戸別訪問などを実施し安全対策の促進を図った。 <p>②【補助制度の周知強化・普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、建築確認申請時の注意喚起や定期的にスクールゾーンを戸別訪問するほか、建築関係団体による研修会における周知活動を行うなどの連携を強化し、更なる普及啓発の推進に取り組む。 	拡大

八幡山公園急傾斜地の整備	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化		土砂災害から住民の生命と財産を保護するため、法面等の急傾斜地崩壊防止施設の整備	八幡山公園の急傾斜地	急傾斜地崩壊防止の整備	計画どおり	119,081	H30		<p>①【八幡山公園急傾斜地整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、社会資本整備総合交付金(防災・安全)を活用し、八幡山公園東側斜面地1,936㎡の法面工事を実施した。 ・また、国庫補助金の交付期間が令和元年度までとなっていることから、特定財源の確保に向けて、交付期間を延伸する必要がある。 <p>②【国庫補助金の計画的な確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度以降も着実かつ早急に急傾斜地の整備を推進するため、県などの関係機関と協議調整を図りながら、確実な財源確保に努め、補助期間の延伸や事業費の精査を実施し、計画的に国庫補助金の確保に取り組む。
消防力の整備検討	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		効果的・効率的な消防施設整備の検討	消防施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備方針を策定するための現状分析と課題抽出 ・施設整備のあり方の検討 	計画どおり	0	H27		<p>①【消防施設の整備に係る方向性をまとめた「宇都宮市消防施設整備方針」の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたり効果的・効率的に消防施設が機能できるよう、消防施設整備における課題について整理・検討し、施設整備の方向性として「宇都宮市消防施設整備方針」を策定した。 <p>②【整備方針を踏まえた「(仮称)消防施設整備計画」の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「宇都宮市消防施設整備方針」に基づき、施設整備を具体的に進めるための「(仮称)消防施設整備計画」策定に係る検討を行う。
消防団各分団運営交付金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		消防団員の確保	消防団(定員2,150名)	消防団の各分団での会議運営・訓練等の助成	計画どおり	10,810	S51		<p>①【円滑な消防分団活動の支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域に根ざし、新たな消防団員の確保や育成における主体的な役割を担う各消防分団の運営に要する経費について補助を行い、各消防分団の円滑な活動を促進するための支援を行った。 <p>②【継続した消防分団活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市消防防災体制の充実・強化のためには、地域防災の要である各消防分団の活性化が不可欠であることから、今後もその活動に必要な経費等への支援を継続していく。
消防団互助会補助金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		消防団員の確保	消防団(定員2,150名)	全団員が加入する消防団互助会への支援	計画どおり	1,974	S30		<p>①【宇都宮市消防団互助会の円滑な運営の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団員の活動環境を向上させることを目的として設置されている互助会に対し補助を行い、消防団員の研修及び福利厚生事業など円滑な事業運営を促進するための支援を行った。 <p>②【継続した宇都宮市消防団互助会への支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の確保・充実においては、活動環境の向上が必要であることから、引き続き、円滑な互助会運営を促進するため、事業への支援を継続していく。
消防施設整備事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		消防団施設・車両・資器材の整備	市民	消防団詰所新築更新による消防防災体制の充実強化	計画どおり	88,485	S24		<p>①【消防団詰所更新整備事業による未耐震詰所の耐震化の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来に向けた防災力の維持・向上のため、未耐震詰所の耐震化について計画的かつ遅滞なく行うことができた。一方で耐震化が図られていない詰所が数多く残存していることから、事業費の削減を図りながら年間更新棟数を増加し、耐震化を促進させていく必要がある。 <p>②【消防団詰所更新整備事業による着実な未耐震詰所の耐震化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団は地域防災の中核であり、その活動拠点となる消防団詰所は地域の重要な防災拠点施設であるため、引き続き計画的に未耐震詰所の耐震化を促進させる。

火災予防事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		・火災予防の普及啓発 ・防火意識の高揚	・市民 ・幼年消防クラブ員 ・少年消防クラブ員 ・婦人防火クラブ員	・防火作品の募集 ・幼年消防防火のつどいの開催	計画どおり	2,137	S24		<p>①【対象者のニーズに応じた事業の実施】 防火作品の募集期間を対象者のニーズに合わせたことにより、一定の応募作品数を確保することができた。また、幼年消防防火のつどいの開催日を前年度から周知し、幼稚園行事との重複を避けることで平成29年度と同数の参加園を確保し、事業の目的を達成することができた。</p> <p>②【より効果的な火災予防事業と実施手法の調査・研究】 今後も、失火などの人的要因による火災を防止するためには、日頃から市民一人ひとりが、防火・防災に関心を持ち適切な対処法を身に付けておくことが重要であることから、幼年期から火の取扱いについて正しい知識を身に付けさせるなど、引き続き、効果的な火災予防事業となるよう調査・研究しながら推進していく。</p>
婦人防火クラブ助成金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		婦人防火クラブ活動の活性化	婦人防火クラブ員	・消火競技会の開催 ・消防学校一日入校の開催 ・防火広報の実施	計画どおり	1,350	S55		<p>①【各種研修による婦人防火クラブ活動の支援】 各種研修を行うことで防火意識の高揚を図るとともに、各地区クラブが行う事業の内容や課題等を共有できる機会を設け、クラブ間の連携を密にすることにより連合会の結束を強化し事業の目的を達成することができた。</p> <p>②【継続した婦人防火クラブ活動の支援】 火災件数は、依然として住宅火災が占める割合が高いことから、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に活動を行っている婦人防火クラブに対し活動費を助成するなど、より効果的な活動となるよう、引き続き支援していく。</p>
普及啓発事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		災害時における地域防災力を強化	・市民 ・自主防災会 ・企業及び事業所	・リーダー研修会の開催 ・各地区自主防災会等訓練の開催 ・自主防災連絡会議の開催	計画どおり	543	—		<p>①【防災リーダーの育成・支援】 研修会を開催し、地域の防災活動の中心的な役割を担う防災リーダーを育成するとともに、地域や企業、事業所等における防災リーダーの活動支援を行うことで地域の防災力を強化し、事業の目的を達成することができた。</p> <p>②【自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容充実】 大規模災害等による被害を軽減するには、自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守ること(自助・共助)が重要であり、地域防災力の充実強化に向けて防災活動の中心的役割を担うリーダーの育成・支援が必要であることから、自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容を充実させ、引き続き、普及啓発事業を推進していく。</p>
自主防災会活動事業補助金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		災害時における各地区自主防災会活動の支援	自主防災会	・各地区防災訓練の開催 ・各地区防災資機材の整備	計画どおり	3,120	H17		<p>①【防災訓練等の指導・助言による自主防災組織活動の支援】 自主防災会等が開催する防災訓練に企画の段階から指導・助言を行い、内容の充実を図ったことにより、事業の目的を達成することができた。</p> <p>②【継続した自主防災会の活動支援】 大規模災害等による被害を軽減するには、自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守ること(自助・共助)が重要であることから、各地区がより効果的な自主防災活動が行えるよう、活動費を助成するなど、引き続き支援していく。</p>
消防車両購入費	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		消防力の充実強化	消防車両	計画的な消防車両の更新	計画どおり	192,153	S24		<p>①【計画的な消防車両の更新による機能の高度化】 予定していた車両10台の更新を着実に実施したことで、消防車両の機能の確保と高度化を図った。</p> <p>②【計画的な消防車両の整備】 確実な消防・救急活動の実施及び一層の機能向上を図るため、国の補助金確保に向けた要望活動などを積極的に行いながら、今後も計画的な車両の更新を推進する。</p>

水防訓練事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		災害活動時における関係機関との連携強化及び作業能力、技術の向上	市民、消防職員、消防団員、関係機関(国、県、町)	水防訓練の実施	計画どおり	2,589	S35		<p>①【新たな連携による水防体制の充実・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防職員及び栃木県消防防災航空隊の連携により、陸・空の立体的な訓練を実施し、水防体制の充実、強化が図れた。 ・また、一般社団法人 栃木県測量設計業協会との協定締結により、災害時における無人航空機(ドローン)による情報収集が可能となったことから、今後の訓練に組み入れていく必要がある。 <p>②【計画的な訓練の実施と新たな技術の導入】</p> <p>今後の水防訓練では、これまでの連携活動に加え、ドローンを活用した情報収集訓練等を実施し、その有効性を検証すると共に、引き続き、市民の水防に対する理解及び防災意識の高揚を図っていく。</p>
公共下水道雨水整備計画の推進	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	戦略事業	雨水幹線等の整備	公共下水道雨水排水区(市街化区域)の市民	雨水幹線等の整備	計画どおり	337,704	H12		<p>①【浸水被害の軽減】</p> <p>「公共下水道雨水整備計画改定計画」に基づき、計画的な雨水幹線の整備により、浸水被害の軽減を図ることができた。</p> <p>②【雨水幹線の計画的な整備】</p> <p>今後も、市街化区域における浸水被害の解消を図るため、平成30年度に策定した「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に基づき、雨水幹線の整備を実施していく。</p>
雨水流出抑制対策の推進	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	戦略事業	雨水貯留浸透施設設置の促進	市街化区域に住宅を所有または占有している者	雨水貯留施設等の設置に要した費用の2/3(限度額あり)を補助	計画どおり	1,756	H14		<p>①【設置基数の減少への対応】</p> <p>近年、各年度の設置基数が減少傾向であることから、その要因を明らかにし、現制度を推進していくとともに、市民が自ら浸水対策に取り組むなど、市民協働による浸水対策を推進するための啓発や新たな取組が必要になっている。</p> <p>②【雨水貯留浸透施設設置費補助制度の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共下水道雨水整備改定計画 後期計画」に基づき、新たな取組として、家庭で出来る宅地内雨水流出抑制事例のPRや、現行の補助制度についてのアンケートを行い、課題の抽出、及びその対応策を検討する。 ・また、令和元年度から新たに設定された重点6排水区において雨水流出抑制に関する周知啓発活動の強化を図る。
食品衛生・感染症対策推進事業	Ⅲ-9 Ⅲ-10 V-19	危機に対する体制・都市基盤の強化 食品の安全性の向上 良好な生活環境の確保		食品衛生や感染症対策などに係る事業者に対する技術支援及び市民向け情報発信	・市民、事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者向け検体取扱研修会の開催 ・市民向け夏休み親子教室、出前講座、科学体験教室の開催 ・ホームページに食品Q&Aを掲載 	計画どおり	15	H27		<p>①【事業者の資質向上と市民の食品・感染症等の理解促進に係る取組の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者や民間検査機関等に対し、検体の適正な取り扱いについて技術支援を行うことにより、資質向上が図られた。 ・市民向けに、夏休み親子教室や出前講座等を開催したほか、平成30年度から新たに、生涯学習課と連携し、地域の小学生を対象に科学体験教室の開催などの取組により、食中毒や感染症等に対する正しい知識の普及が図られた。 <p>②【研修指導及び情報提供の推進】</p> <p>事業者向け技術支援研修会及び市民向けの夏休み親子教室・出前講座等について、より分かりやすい情報を提供するとともに、事業者または市民のニーズに応じた内容を盛り込むなど、内容の充実を図りながら、引き続き、研修指導や情報発信に取り組んでいく。</p>

橋りょう維持修繕事業	Ⅲ-9 VI-22	危機に対する体制・都市 基盤の強化 道路ネットワークの充実	好循環P	地域道路網のより高い 安全性・信頼性向上 円滑で機能的な道路 ネットワークの構築	市民、道路利用者	橋りょうの耐震化・維持 修繕	計画 どおり	173,992	H13	<p>①【橋りょうの耐震化・長寿命化の着実な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋りょうの定期点検を実施するほか、緊急輸送道路等の道路ネットワークにおける橋りょうの耐震化や長寿命化工事を着実に進めた。 ・引き続き、橋りょうの耐震化・長寿命化を着実に推進する必要がある。 <p>②【計画的な耐震化・維持修繕工事の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路等の道路ネットワークの計画的な耐震化を図るとともに、維持修繕については定期点検を着実に、宇都宮市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの延命化対策を確実に実施していく。
下水道施設の耐震化	Ⅲ-9 VI-23	危機に対する体制・都市 基盤の強化 安定した上下水道事業の 推進	戦略事業	災害や事故に強い下 水道の整備	公共下水道区域の 市民	基幹施設や幹線管路の 耐震化	計画ど おり	55,000	H20	<p>①【下水道施設の耐震性能の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地などの下水処理を担う川田水再生センターの構造物について耐震詳細診断を実施し、耐震対策が必要であることを確認した。 <p>②【下水道施設の効果的・効率的な耐震化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「上下水道施設耐震化基本計画」に基づき、地震等災害時であっても、下水道の基本機能を確保するため、下水道施設の耐震性能の現状を的確に把握するとともに耐震化の優先度を整理し、効果的・効率的に推進する。
上水道施設の耐震化	Ⅲ-9 VI-23	危機に対する体制・都市 基盤の強化 安定した上下水道事業の 推進	戦略事業	災害に強い水道施設 を整備し、安定した水 道水の供給を確保す る。	水道利用者	基幹施設や基幹管路の 耐震化	計画 どおり	550,441	H19	<p>①【基幹施設や基幹管路の耐震化の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宇都宮市上下水道施設耐震化基本計画」に基づき、立伏配水場などの耐震性の把握や導水管などの耐震化を実施することができた。 <p>②【耐震化の計画的な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震災害時においても、水道水の供給を確保するため、引き続き、耐震化を計画的に進める。

防犯灯設置等・管理補助金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		自治会等が行う防犯灯の設置・維持管理の支援	自治会等	・補助金の交付(LED化に対する設置補助金の上乗せ補助・電気料相当分の管理費補助)	計画どおり	262,381	S42		<p>①【LED化率の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED防犯灯の設置割合(LED化率)が前年度の73.2%から85.5%となり、LED化が着実に進んでいる。また、電気料金につき、従来の算出方法から見直しがあったものの、適正な補助金の支出により、自治会等の活動を支援することができた。 ・令和元年度にLED化率が90%を超える見込みであることを踏まえ、現行のLED化への上乗せ補助制度の見直しについて検討する必要がある。 <p>②【LED化の促進と補助制度見直しの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED化の進捗が遅い自治会等に対する促進とともに、現行のLED化への上乗せ補助制度の見直しについて、宇都宮市自治会連合会と調整を図りながら検討していく。 	改善
防犯講習会開催事業	Ⅲ-10	防犯対策の充実		市民の防犯意識の向上と防犯知識の普及	市民	・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催	計画どおり	592	H17		<p>①【防犯講習会実施回数及び受講者数の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数、受講者数ともに前年度を上回るなど、防犯意識の向上や防犯知識の普及に努めた。 ・防犯意識の向上のためには継続的な啓発活動が必要である。 <p>②【防犯講習会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯意識の向上のためには継続的な啓発活動が必要であることから、開催にあたり引き続き自治会や学校等と連携を図りながら、「防犯講習会」を実施していく。 	
暴力団排除対策事業	Ⅲ-10	防犯対策の充実		暴力団の排除に関する意識啓発の実施	市民	・青少年への啓発 ・暴力団の公の施設からの排除に係る広報	計画どおり	99	H23		<p>①【青少年への教育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団排除に関する早期の意識啓発を図るため、市内の中学3年生に対してリーフレットを配布することで意識啓発に努めた。 ・暴力団の排除に関する意識の向上のためには継続的な啓発活動が必要である。 <p>②【市民への広報や青少年への教育等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団の排除に関する施策の推進のため、警察及び関係団体等と連携し、市民への広報に努めるとともに、青少年への教育等を実施していく。 	
地域防犯活動促進事業	Ⅲ-10	防犯対策の充実		地域住民による継続的な自主防犯活動の実施支援	・市民 ・事業者	・地域防犯ネットワーク連絡会議の開催 ・全市一斉防犯活動の推進	計画どおり	105	H17		<p>①【連絡会議の開催及び環境点検活動の実施支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・警察・市が参加し相互の活動情報を共有化する「地域防犯ネットワーク連絡会議」を開催し、自主防犯団体の横のつながりの強化に努めた。また、地域まちづくり組織が中心となり、地域における防犯上の問題箇所などの点検活動を行う「環境点検活動」の実施支援に取り組んだ。 ・地域住民による自主防犯活動の実施にあたっては、継続的な支援が必要である。 <p>②【自主防犯活動への継続的な支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による自主防犯活動の実施を支援するため、警察や防犯活動団体等と連携を図りながら、連絡会議の開催や環境点検活動等の取組支援に取り組んでいく。 	

宇都宮防犯協会負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		宇都宮防犯協会の運営支援	宇都宮防犯協会	・負担金の交付 ・協会の運営	計画どおり	9,738	S63	<p>①【宇都宮防犯協会が実施する事業の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金を交付するほか、市内の全小学校1年生への防犯ブザーの配布や、「地域安全のつどい」の開催を支援するなど、事業の安定的な実施につながった。 ・団体の適正な運営につき、継続的な支援を行う必要がある。 <p>②【継続した宇都宮防犯協会に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域安全のつどい」の運営や地区防犯協会との連携など、協会の運営を支援していく。
(公社)被害者支援センターとちぎ負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		被害者支援センターとちぎの運営支援	(公社)被害者支援センターとちぎ	・負担金の交付 ・パネル展開催の支援	計画どおり	1,051	H17	<p>①【被害者支援センターが実施する事業の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金を交付するほか、市民ホールや南図書館でのパネル展の開催を支援するなど、事業の安定的な実施につながった。 ・団体の適正な運営につき、継続的な支援を行う必要がある。 <p>②【継続した被害者支援センターとちぎに対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等に対する相談業務等や犯罪被害者パネル展の開催など、センターの運営を支援していく。
幼児対象誘拐防止巡回指導負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		栃木県防犯協会が行う幼児対象誘拐防止巡回指導に対する活動支援	(公社)栃木県防犯協会	・負担金の交付	計画どおり	1,804	H5	<p>①【栃木県防犯協会が実施する事業の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金を交付し、幼児誘拐防止巡回指導などの事業の安定的な実施につながった。 ・団体の適正な運営につき、継続的な支援を行う必要がある。 <p>②【継続した栃木県防犯協会に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児・児童に対する誘拐防止の指導や幼児誘拐防止教育車(まもるごう)による巡回指導など、協会の活動を支援していく。
防犯カメラ設置等・管理補助金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		自治会や連合自治会が行う防犯カメラの設置・維持管理の支援	自治会及び連合自治会	・補助金の交付(重点地区における設置補助率の加算・電気料相当分等の管理費補助)	計画どおり	19,049	H27	<p>①【設置団体数の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の設置団体22団体に対し、平成30年度は24団体の設置があり、地域の自主防犯活動を補完する取組が推進された。 ・防犯カメラ設置は犯罪の未然防止等に効果が期待できるため、補助制度の周知を図る必要がある。 <p>②【自治会及び連合自治会への制度周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪の未然防止等に効果が期待できる防犯カメラ設置等補助制度の周知に向けて、宇都宮市自治会連合会と連携を図りながら広報に取り組んでいく。

交通安全運動の推進	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	市民	年3回の交通安全運動や普及啓発活動の実施	計画どおり	931	S45	独自性	<p>①【市民一人ひとりの交通安全意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故の減少に向け、地域等と連携しながら、春、秋、年末の交通事故が増加する時期に合わせて、子どもや高校生、高齢者に重点を置いたスローガンのもと、効果的に交通安全運動を実施するとともに、飲酒運転根絶に向け、交通安全教室など様々な機会を捉えながら、GRリボンを活用した啓発を行うことにより、市民の交通安全に対する意識の高揚を図ることができた。 引き続き、効果的な交通安全運動等の実施により、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図っていく必要がある。 <p>②【地域等と連携した交通安全の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動期間に、地域や警察、学校等と連携しながら、街頭活動等を実施するとともに、GRリボンを活用しながら飲酒運転根絶をPRしていく。
交通安全教育	Ⅲ-10	交通安全対策の充実	戦略事業	交通ルールの遵守及び交通マナーの向上	市民	幼児から高齢者までの各年代に応じた交通安全教室の開催	計画どおり	6,962	S49		<p>①【交通ルールの遵守及び交通マナーの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児から高齢者までを対象として、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、市内の中学校・高校と連携し、入学に伴い不慣れた道路を通行する中学校・高校1年生に対する自転車安全利用チャリンを活用した教育を新たに実施することにより、交通ルールの遵守やマナーの向上につなげることができた。 引き続き、交通安全教育の充実に努め、市民の交通ルール遵守、マナー向上を図っていく必要がある。 <p>②【民間企業と連携した教室開催と自転車走行空間の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに民間企業と連携しながら、中学生や高齢者を対象とした交通安全教室を開催するほか、チャリンを活用した自転車走行空間の理解促進に取り組んでいく。
交通指導員制度	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		通学路における安全確保	児童等	通学路における交通指導員の立哨活動	計画どおり	1,845	S45		<p>①【交通指導員の配置による通学路の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通指導員の立哨活動により、毎日の登校時における児童の交通安全が確保されるよう、関係機関と連携を図りながら、交通指導員の適正配置や資質の向上に努め、通学路における安全の確保に寄与した。 引き続き、危険箇所交通指導員を適正に配置することで、通学路における交通事故を防止する必要がある。 <p>②【交通指導員の適正配置と資質向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通環境の変化や通学路合同点検の結果などを踏まえながら、交通指導員の適正配置に努めるとともに、研修会の開催により交通指導員の資質の向上を図っていく。
交通安全推進協議会連合会補助金	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		地域における交通安全意識の高揚	交通安全推進協議会連合会	補助金の交付	計画どおり	1,756	S57		<p>①【地域における交通安全意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の交通安全活動の中核的な役割を担う交通安全推進協議会が実施している交通安全啓発看板の設置やストップマーク貼付、交通安全教室の開催等に対して支援を行うことにより、地域の交通安全団体の自主的な活動を促進することができた。 引き続き、団体が効果的に事業を実施できるよう継続的に支援を行う必要がある。 <p>②【継続した交通安全推進協議会主催事業への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全推進協議会主催事業の支援を行い、地域の交通安全活動の充実を図っていく。
交通指導員連絡協議会補助金	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		通学路における安全確保	交通指導員連絡協議会	補助金の交付	計画どおり	440	S45		<p>①【通学路における安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通指導員の資質向上を目的とした研修会の開催や、地域等で活用してもらった横断旗の作成・配布など、交通指導員連絡協議会が実施する事業に対し支援を行うことにより、児童を中心とした歩行者の安全確保を図ることができた。 引き続き、団体が効果的に事業を実施できるよう継続的に支援を行う必要がある。 <p>②【継続した交通指導員連絡協議会主催事業への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通指導員連絡協議会主催事業の支援を行い、会員活動の活性化や資質向上を図っていく。

交通事故多発地点の安全性向上事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		交通事故多発地点における安全性の向上	道路利用者	交通事故多発地点における交通安全対策の実施	計画どおり	766	H23		<p>①【交通事故多発地点における安全性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故多発地点(平成24~27年)6箇所のうち、対策が未実施だった1箇所の対策を行い、安全性の向上を図ることができた。 ・今後は、対策後の交通事故発生状況の推移を見ながら対策の効果検証を行う必要がある。 <p>②【対策後の効果検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策後の交通事故の発生状況の推移を踏まえ、さらなる対策の必要性を検討していく。
路上喫煙対策事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		路上喫煙による歩行者の被害防止対策の推進	・市民 ・本市の来訪者	・路面表示の修繕 ・過料処分者数の前年度比10%減の達成	計画どおり	1,261	H20		<p>①【条例の周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の周知啓発については、これまでの過料徴収の多い場所や通行量を踏まえ、条例指導員による巡回のほか、路面標示や啓発看板による周知などにより、路上喫煙等による被害の防止対策を推進することができた。 ・平成30年度の過料件数について、市内6件に比べ、市外17件と多いことから、市外の方への条例周知を強化する必要がある。 <p>②【効果的・効率的な条例の周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、条例指導員による巡回等による条例周知を行うとともに、市外来訪者(喫煙者)に対し、条例を十分に周知するための手法を検討していく。
消費生活相談事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		消費者被害の救済	消費者	消費生活相談の実施	計画どおり	582	S56	先駆的 トップクラス	<p>①【複雑・多様化する相談に対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等の研修に参加するとともに、外部講師による研修会や相談事例研究会を開催し、相談員の資質向上を図ったことにより、複雑・多様化する相談に対応することができた。 ・引き続き、最新のトラブル事例や今後の相談傾向を把握していく必要がある。 <p>②【相談員の資質の一層の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑・多様化する相談に対応するため、引き続き、関係機関等の研修に参加するとともに、外部講師による研修会などを実施し、相談員の資質の一層の向上を図っていく。
消費者教育・啓発事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		消費生活の安全確保	消費者	・消費生活出前講座の開催 ・家庭科副読本の配布 ・広報紙、新聞広告等による情報提供	計画どおり	3,660	S52		<p>①【消費生活に関する最新の知識の普及、被害に遭わないための啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間やイベント等の様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、高齢者や若者を対象とした出前講座の実施や広報紙、生活情報誌、新聞広告等の各種広報媒体を活用し、消費生活に関する最新の知識の普及、被害に遭わないための啓発を行った。 ・引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を捉えて啓発を行っていく必要がある。 <p>②【様々な機会を捉えた啓発事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、出前講座の実施や各種広報媒体を活用した啓発を行っていく。また、令和4年からの成年年齢の引き下げに向けて、親世代への啓発に取り組みるとともに、若年層への消費者教育の効果的な手法を検討していく。

消費者取引適正化事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		消費者の生命・身体・財産の安全確保	三法に規定された製品を扱う販売業者	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づく立入検査の実施	計画どおり	24	H12		<p>①【計画的かつ効率的な立入検査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の被害防止を図るため、法令に基づき、販売事業者に対して特定された商品の取引状況について、計画的かつ効率的に立入検査を実施した。 ・引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施する必要がある。 <p>②【計画的かつ効率的な立入検査の実施と安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施するとともに、法令及び条例に基づき、国や県と連携しながら消費者の安全確保に努める。 	
特殊詐欺対策事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		特殊詐欺被害の未然防止	・消費者 ・事業者	・「特殊詐欺退避機器貸出事業」の実施 ・「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施	計画どおり	870	H28		<p>①【「特殊詐欺退避機器貸出事業」や「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特殊詐欺退避機器貸出事業」や「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施により、被害の未然防止を図った。 ・引き続き、特殊詐欺退避機器の更なる普及・促進を図る必要がある。 <p>②【特殊詐欺被害の未然防止の取組強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月から「特殊詐欺退避機器購入費補助事業」を実施するとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店と連携した被害の未然防止に向けた取組強化を図っていく。 	拡大
計量器定期検査事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		適正な計量の推進	計量による取引・証明を行う事業者	計量法に基づく定期検査の実施	計画どおり	902	S28		<p>①【定期検査や立入検査の適正な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な計量は、適正な商取引の基本であり、健康管理や快適な環境維持など大切な役割を果たしていることから、定期検査や立入検査を適正に実施した。 ・引き続き、定期検査や立入検査を適正に実施していく必要がある。 <p>②【継続した定期検査や立入検査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、定期検査や立入検査を適正に実施し、計量器の不具合により消費者が不利益を被ることがないように、検査で不合格になった計量器については、修理状況の確認を徹底していく。 	
衛生施設整備事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		斎場の整備及び霊園の保全	斎場及び霊園の利用者	・斎場の整備 ・霊園の保全	計画どおり	401,916	T5		<p>①【斎場整備費用の支払及び霊園保全要否の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斎場整備費用について、支払計画に基づき支払いを行い、また、霊園については、保全要否の状況の把握を行った。 ・霊園においては、利用者が安全・安心に利用できるよう、保全が必要な箇所を把握する必要がある。 <p>②【霊園保全要否の把握・対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霊園については、利用者が安全・安心に利用できるよう、指定管理者と連携し、保全が必要な箇所を把握し、適切に対応していく。 	
霊園建設事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		市民の墓地需要に見合った安定的な墓地供給	墓地を必要としている市民	・霊園の整備	計画どおり	54,776	H4		<p>①【墓地の安定的な供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地の供給状況に応じた整備を実施し、市民に墓地を安定的に供給することができた。 ・市民に墓地を安定的に供給できるよう、市民ニーズを把握する必要がある。 <p>②【市民ニーズに対応した墓地の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民ニーズに対応した墓地を安定的に整備していく。 	

食品衛生検査施設信頼性確保	Ⅲ-10	食品安全性の向上		食品衛生検査施設における信頼性の確保	衛生環境試験所・食肉衛生検査所	・食品衛生法に基づき、食品衛生検査施設に対し、内部点検及び外部精度管理調査を実施	計画どおり	220	H9		<p>①【食品衛生検査施設の検査データ等の信頼性確保】 食品衛生検査施設の定期的な内部点検により構造設備の管理及び各種種類の記載等が適切に行われていることを確認し、第三者機関による外部精度管理調査により検査データの信頼性を確保できた。</p> <p>②【食品衛生検査施設の信頼性確保業務の実施】 行政処分等に係る検査の信頼性を担保するため、食品衛生検査施設に対し、検査等の業務管理について定期的に内部点検を行うとともに、外部精度管理調査を実施させ検査精度の確保を図る。</p>
家庭用品検査	Ⅲ-10	消費生活の向上		乳幼児衣類等の家庭用品における健康被害の未然防止	家庭用品を製造又は販売する事業者	・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、乳幼児衣料品等を試買し、ホルムアルデヒド等の有害物質の含有状況を検査	計画どおり	32	H10		<p>①【乳幼児用衣類や家庭用エアゾル製品など家庭用品の有害物質の検査実施】 皮膚刺激に敏感な乳幼児への健康被害防止対策に重点をおいた乳幼児用衣類や家庭用エアゾル製品の試売検査を実施し、全てについて有害物質が基準値未満であることを確認したことで、健康被害の未然防止が図られた。</p> <p>②【家庭用品の試買検査の実施】 家庭用品における健康被害の未然防止のため、乳幼児衣料品等に含有する有害物質を計画的に試買検査し、家庭用品の安全性を確保する。</p>
食品衛生監視指導業務	Ⅲ-10	食品安全性の向上		食品の安全確保の推進	食品営業施設及び学校、病院、社会福祉施設等の集団給食施設	・食品営業施設等の監視及び収去検査（食品抜き取り検査）	計画どおり	1,998	H8		<p>①【監視指導・収去検査の効果的な実施】 食品営業施設の監視を食品衛生監視指導計画に基づき危害度別に実施し、市内発生食中毒を3件に抑えたとともに、市内流通食品等の収去検査によって、不良食品を排除することで、食品の安全確保が図られた。</p> <p>②【効果的な監視及び収去の実施】 更なる食品の安全確保の推進のために、昨年度、全国的に発生件数が急増したアニサキス食中毒や患者数が多いノロウイルス食中毒の対策として、発生リスクの高い鮮魚介類取扱施設や大量調理施設を対象として重点的な監視指導を実施する。</p>
食品健康危害防止対策	Ⅲ-10	食品安全性の向上		HACCPによる衛生管理の導入促進	食品製造事業者	・HACCP導入型基準による衛生管理の推進	計画どおり	2,862	H17		<p>①【HACCP導入の促進】 大規模事業者対象にHACCP導入支援研修会を開催したことにより、導入済施設が6施設増加し、HACCPによる衛生管理の導入促進が図られた。また、平成30年6月公布の食品衛生法の改正により、全ての食品事業者へHACCPに沿った衛生管理が義務付けられ、大規模事業者にはHACCPに基づく衛生管理、小規模事業者（市内食品事業者の約9割）にはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が求められることとなり、より一層の導入支援が課題である。</p> <p>②【全ての食品事業者へのHACCP導入の促進】 全ての食品事業者にHACCPによる衛生管理の導入を促進するために、引き続き大規模事業者への支援を行うとともに、今後は小規模事業者を対象とした業種別説明会を開催する。</p>
自主管理体制の強化推進事業	Ⅲ-10	食品安全性の向上		食品事業者の自主衛生管理の向上	食品事業者	・食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施	計画どおり	3,547	H8		<p>①【食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施】 食品衛生協会と連携した巡回指導等を実施するとともに、食品営業施設における衛生水準の向上を図り、HACCPの普及を一層推進するため、巡回指導にあたる食品衛生指導員等に対する研修会等を開催することにより、事業者の自主衛生管理の向上が図られた。</p> <p>②【食品衛生協会との連携した食品関連事業者の自主衛生管理の推進】 事業者へHACCPの考え方などの理解を促進し、自主衛生管理の向上を図るため、引き続き、食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員による巡回指導を実施する。</p>

食品安全知識普及啓発事業	Ⅲ-10	食品安全性の向上		食品安全に関する情報提供の推進	市民	・ホームページや情報誌への食品安全情報の掲載 ・出前講座、食品安全フェア、消費者教室、親子食品安全教室、食品安全講演会、食品安全セミナーの開催	計画どおり	681	H8		<p>①【食品安全情報の発信】</p> <p>ホームページや情報誌を活用した食品安全情報の発信のほか、各種イベントを開催し、市民へ食に関する正しい情報を提供することにより、アンケート結果では食への安全意識が高まったとの意見もあり、食品安全に関する情報提供の推進が図られた。</p> <p>②【市民への衛生知識の普及啓発の推進】</p> <p>更なる食品安全に関する情報提供の推進のために、引き続き出前講座等を開催するほか、子どもの頃からの衛生行動が重要であることから、新たに食品衛生協会(手洗いマイスター)や市薬剤師会(学校薬剤師)と連携して地域の学校等において手洗い方法をはじめとした食中毒予防などの手洗い教室を開催する。</p>
生活衛生関係施設の監視・指導	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		施設の衛生状況等の改善	生活衛生関係施設(理美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場)の設置者	施設の衛生状態の確認及び指導の実施	計画どおり	198	H8		<p>①【監視・指導の定期的実施】</p> <p>生活衛生関係施設の監視・指導を計画的に実施することにより、施設の適切な衛生状況等の改善が図られた。</p> <p>②【衛生的な生活環境の確保の推進】</p> <p>市民の快適で衛生的な生活環境を確保するため、引き続き、生活衛生関係施設の監視・指導を定期的実施する。</p>
水道施設に対する監視・指導	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		施設の衛生状況等の改善	専用水道、簡易専用水道、小規模水道、小規模貯水槽水道、飲用井戸の設置者	水道施設の衛生状態及び水道水質の確認及び指導の実施	計画どおり	95	H8		<p>①【監視・指導の定期的実施】</p> <p>水道施設の監視を計画的に実施することにより、施設の適切な衛生状況等の改善が図られたが、設置者による自主的な法定検査が必要な簡易専用水道について、受検率向上が課題となっている。</p> <p>②【飲料水の安全確保の推進】</p> <p>飲料水の安全確保を図るため、引き続き、水道施設の監視・指導を定期的実施するとともに、簡易専用水道の設置者による法定検査の受検率の向上に向けて、法定検査の実施の実態を調査し、未受検施設の指導により受検を促す。</p>
建築物の衛生的環境の確保対策事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		建築物の衛生的環境の確保	特定建築物(大規模建築物)、建築物の衛生管理にかかる清掃業者・水質検査業者・貯水槽清掃業者等の登録業者	特定建築物の衛生状態、冷却塔のレジオネラ菌の検査及び登録業者の機器の保管状況等の確認	計画どおり	165	H8		<p>①【立入検査、報告の徴取の実施】</p> <p>特定建築物の監視を計画的に実施することにより、施設の適切な衛生的環境を確保するとともに、冷却塔のレジオネラ検査により、衛生環境の維持・向上が図られた。</p> <p>②【特定建築物の衛生的環境の維持、向上】</p> <p>特定建築物の衛生的環境の確保のため、引き続き、施設の監視・指導やレジオネラ検査等を計画的に実施する。</p>
衛生害虫に関する指導・啓発事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		衛生害虫による事故の防止	市民及び市内に土地・家屋を所有している者または管理者	衛生害虫の駆除依頼及び衛生害虫相談室の紹介	計画どおり	331	H8		<p>①【衛生害虫の知識の普及啓発による感染症や事故の防止】</p> <p>市民等へ市ホームページ等を活用して蚊・毛虫・ハチなどの衛生害虫の知識を普及啓発することにより、前年度より相談件数が減少し衛生害虫による事故防止が図られた。</p> <p>②【所有者等による自主的な衛生害虫の駆除の推進】</p> <p>衛生害虫による事故防止や蚊媒感染症対応のために、引き続き、衛生害虫の知識の普及啓発に加え、昔情相談があった土地・家屋については現地確認し、必要に応じてその所有者や管理者に対し、対応を促す。</p>

飼えなくなった犬猫などの引き取り	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		犬猫の引取り数の削減	飼えなくなった犬、猫等及びその飼い主	飼えなくなった犬、猫等の引取り及び終生飼養の普及啓発	計画どおり	8,590	H11		<p>①【適正飼養、終生飼養の普及啓発による引取り数の削減】 犬猫の飼い主への適正飼養、終生飼養の普及啓発により、前年度より引き取り数の削減が図られた。</p> <p>②【飼い主への適正飼養、終生飼養の啓発の推進】 犬猫の引取り数の削減のために、引き続き、適正飼養、終生飼養の普及啓発を実施する。</p>
飼い犬等の不妊手術費補助金	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		犬猫の繁殖制限の推進	不妊手術を受けた犬・猫の飼い主	不妊手術費に対する助成金の交付	計画どおり	5,702	H7		<p>①【適正飼養の意識の醸成と不妊手術の周知】 犬猫の飼い主への繁殖制限などの適正飼養意識を醸成し、不妊手術費に対する補助制度を周知することにより、申請に応じた助成が適正に行われ、繁殖制限の推進が図られた。</p> <p>②【助成制度の利用促進の推進】 犬猫の繁殖制限の推進のために、引き続き、適正飼養の意識を高めるとともに助成制度を周知し、継続的に補助を実施する。</p>
栃木県動物愛護フェスティバル開催負担金	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		動物愛護思想の普及啓発の推進	市民	動物愛護フェスティバルの共催	計画どおり	400	H8		<p>①【動物愛護思想の普及啓発】 動物愛護フェスティバルを栃木県や県獣医師会と連携して開催し、多くの市民が当該イベントに参加することにより、動物愛護思想の普及啓発の推進が図られた。</p> <p>②【関係機関等と連携した効果的な啓発】 動物愛護思想の普及啓発の更なる推進のために、引き続き、関係機関等と連携して効果的に動物愛護フェスティバル実施する。</p>
狂犬病予防対策	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		狂犬病予防措置の推進	犬(野犬・飼い犬)及び犬の飼い主	犬の登録、狂犬病予防注射の促進及び野犬の捕獲	計画どおり	30,457	H8		<p>①【予防接種等の促進と犬の捕獲の実施】 ・飼い主への適正飼養の啓発等による犬の登録や狂犬病予防注射の促進のほか、野犬を捕獲することにより、狂犬病予防措置の推進が図られた。 ・予防注射頭数は減少しており、予防注射の実施率の向上が課題となっている。</p> <p>②【狂犬病予防接種率の向上の推進】 狂犬病予防措置の推進のために、引き続き、適正飼養の啓発を行い、犬の登録、予防注射の実施を促進するとともに、市内の徘徊犬の捕獲を実施する。</p>
動物愛護推進事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		動物愛護思想の普及啓発及び収容動物の譲渡の推進	市民	リーフレット等の配布、各種講習会の実施及び譲渡動物情報の周知	計画どおり	1,174	H15		<p>①【動物愛護思想の普及啓発と収容動物の譲渡促進】 ・市民へ各種講習会等を計画的に実施することにより、動物愛護思想の普及啓発が図られるとともに、関係機関等との譲渡会の開催市内の協力動物病院と連携して生まれてまもない子猫を譲渡可能な大きさまで育ててもらう取組により、譲渡の促進が図られた。 ・大規模災害発生時に、飼い主が自らの責任の下、適切にペットと同行避難し、飼養し続けられるよう、人とペットの災害対策の充実が課題となっている。</p> <p>②【関係者と連携した動物愛護の推進】 動物愛護思想の普及啓発と収容動物の譲渡を推進し犬猫の殺処分を減少させるために、引き続き、リーフレット等の配布や各種講習会を開催するとともに、新たに市主催の総合防災訓練に参加するなど、関係機関と連携し定期的な譲渡会開催や協力動物病院と連携し生まれてまもない子猫の生存機会を拡大する。</p>

負傷動物の収容	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		所有者等への返還、譲渡等による当該犬猫の生存の機会拡大	負傷または疾病にかかった動物(犬、猫等)	動物の収容及び応急処置	計画どおり	407	H11		<p>①【負傷動物の収容と応急処置】 公共の場所で疾病にかかったり、負傷した犬猫等の動物の収容や応急措置をすることにより、所有者等への返還や譲渡等による当該犬猫の生存の機会が図られた。</p> <p>②【負傷動物の収容等の推進】 所有者等への返還、譲渡等による当該犬猫の生存の機会の拡大のために、引き続き、負傷または疾病にかかった動物を適切に収容し、必要に応じて応急処置を実施する。</p>
食品衛生検査事務	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品衛生の安全性確保に係る行政指導に必要な検査データの提供	・食品衛生対策所管課	・食品の安全性を確認するための検査の実施とデータ提供	計画どおり	15,684	H8		<p>①【食品衛生検査の項目拡充及び精度の向上】 担当課から依頼された検査について、迅速かつ正確に実施したほか、農産物中の残留農薬の効率的な検査法を確立し、検査項目を拡充することにより、行政指導に必要な検査データを円滑に提供するとともに、各種検査の調査研究に取り組むことにより、検査精度の向上や多様化・高度化する検査にも対応し、食品の安全性の確保が図られた。</p> <p>②【試験検査の充実と調査研究の推進】 食品衛生の安全性確保に係る行政指導に必要な検査データを円滑に提供できるよう、引き続き、衛生環境試験所運営計画に基づき、検査項目の拡充を図るとともに、食品中から検出が困難なノロウイルスについて、検出率の向上を図るなど、調査研究に取り組んでいく。</p>
食肉衛生検査業務	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		安全・安心な食肉の提供	・市民(消費者) ・(株)栃木県畜産公社 ・家畜生産者	・と畜場法で定められたと畜検査(BSE検査を含む)の実施 ・食中毒等による食肉の汚染を防ぐための衛生検査の実施 ・食品衛生法に基づく動物用医薬品等残留有害物質検査の実施	計画どおり	7,881	H8		<p>①【適正なと畜検査等の実施】 と畜頭数が増加するなか、家畜の搬入から検査まで適正なと畜検査等を実施することにより、安全な食肉の提供が図られた。</p> <p>②【適正なと畜検査等の推進】 安全な食肉を提供できるよう、引き続き、と畜検査等を適正に実施するとともに、検査結果(疾病情報)を農場に還元し、健康な家畜の搬入を目指す。</p>
食肉衛生検査業務	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		安全・安心な食肉の提供	・(株)栃木県畜産公社	・HACCP導入の促進	計画どおり	0	H26		<p>①【計画的なと畜場の監視指導及び会議の実施】 HACCP手法導入の義務化を見据え、計画的なと畜場の監視指導及び会議を実施することで、と畜場におけるHACCP手法による衛生管理の着実な定着が図られた。</p> <p>②【HACCP手法による自主衛生管理の促進】 と畜場HACCPの導入が円滑に実施されるよう、積極的な助言・指導を行うとともに、導入後のHACCP運用について検証を行うなど、より積極的に監視指導を行い、HACCP手法による自主衛生管理を促進する。</p>
自転車放置防止対策事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		適切な道路通行空間の確保	市民、自転車利用者	・駐輪場の利用促進と放置禁止の周知 ・市内の自転車放置禁止区域・規制区域内の放置自転車撤去	計画どおり	2,491	S63		<p>①【放置防止指導の実施と駐輪場の利用促進】 ・放置防止指導や市内高校等への周知など、自転車の放置禁止区域等の周知及び駐輪場の利用促進を図った。 ・放置自転車対策として、平日昼間に撤去を行う「即時撤去」を試験的に実施した結果、放置台数が減少するなど一定の効果が見られた。 ・引き続き、放置防止指導の実施や駐輪場の利用促進が必要である。</p> <p>②【放置禁止区域等周知及び適正化】 ・今後は、定期的な「即時撤去」を本格的に実施し、放置禁止区域内の通行空間の確保を図るとともに、周辺の駐輪場の案内を行うことで利用率の向上を図っていく。 ・放置禁止区域等について、現況の把握に努めながら、実態に沿った対策を検討していく。</p>

交通安全施設整備事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		交通事故の防止 通行の安全確保	市民、道路利用者	交通安全施設の整備	計画 どおり	137,456	S45		<p>①【交通安全施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全上危険な箇所について、安心して歩行者や自動車が通行できるよう区画線の更新や道路反射鏡の設置など、様々な交通安全施設の整備を実施した。 引き続き、計画的な交通安全施設整備が必要である。 <p>②【計画的な交通安全施設整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も道路反射鏡の設置や区画線の更新等の安全対策について、通学路合同点検等の結果や市民からの要望を踏まえつつ、警察や学校などの関係機関と協議を行ったうえで計画的に整備していく。
集団広聴事業(まちづくり懇談会等)	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		市民の市政への参画の促進	市民	地域まちづくり組織との共催による「まちづくり懇談会」や、軽食をとりながら気軽に市長と語りあう「市長とトーク」を実施する。	計画 どおり	348	H11		<p>●まちづくり懇談会</p> <p>①【まちづくり懇談会・懇談会内容の充実】</p> <p>懇談会での提案・意見は、事業化につながるなど市政に反映されたものもある。また、市長挨拶や地域からの意見に対する説明の際にパワーポイント等の映像を活用したことにより、参加者の満足度・理解度も高く、市民の市政への理解や参画を促進する事業として効果的であった。</p> <p>②【参加者の理解促進と地域と一体となった懇談会の実施】</p> <p>今後とも、パワーポイント等による映像を活用しながら参加者の理解促進に努めるとともに、地域の取組や課題を市と共有しながら懇談会を実施していく。</p> <p>●市長とトーク</p> <p>①【市長とトーク・市民が気軽に参加しやすい懇談の実施】</p> <p>あらゆる世代の市民が参加しやすい事業とするため、これまで行っていた参加区分(高校生や大学生、一般など)を特定した募集方法を見直した。また、これまで昼食を食べながらの実施であったが、懇談に集中できるよう、開催時間を見直した。</p> <p>②【継続的な懇談の場の設置】</p> <p>今後とも、市民と市長が市政について気軽に懇談できるよう努めていく。</p>
市政情報コールセンター事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		市民サービスの向上	市民	市政情報に関する定型的な問い合わせに対応するコールセンターを設置。対応マニュアルとなる「よくある質問(FAQ)」等により、問い合わせに回答する。	計画 どおり	48	H23		<p>①【市民に提供する情報の充実】</p> <p>「よくある質問(FAQ)」については、コールセンターオペレーターが電話応対時に使用するほか、市ホームページ上で公開し市民も閲覧できることから、広報広聴主任者会議や全庁掲示板を活用し、FAQ作成課に対し適正管理を依頼した。</p> <p>②【FAQの適正管理と内容の充実】</p> <p>今後とも、わかりやすく充実した市政情報を提供するため、市政情報コールセンターの円滑な運営を図る。また、FAQの適正管理のほか、新規事業で問い合わせが多く寄せられると想定されるものについては、FAQの新規作成等について検討するよう、継続して各課に依頼していく。</p>
宮だより(ふれあい通信、市長へのメール、市長へのファクスなど)事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		市民の市政への参画の促進	市民	ふれあい通信(手紙等)、市長へのFAX、市長への電子メールによる市民からの声を聴取する。	計画 どおり	17	H11		<p>①【迅速な対応・回答の実施、意見の公開】</p> <p>市民が主役のまちづくりを実現するため、市民から寄せられた市政に対する意見等については、広報広聴主任者会議等を活用し、全庁的な協力を得ながら、迅速かつ丁寧に回答するとともに、多くの市民に市政を身近に感じてもらえるよう、施策に反映された意見等についてホームページ上に公開している。</p> <p>②【迅速な対応・回答等の継続的な実施】</p> <p>今後とも、寄せられた意見について迅速かつ丁寧に対応するとともに、寄せられた意見数等をまとめた「市民の声」や、多くの市民に影響のある意見・要望やそれに対する市の回答等について、市ホームページで周知していく。</p>

パブリックコメント制度	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		市民主体のまちづくりを実現	市民	計画等の最終的な意思決定前に計画等を公表し、郵送・FAX/電子メール・持参により意見の提出を求め、提出された意見等を考慮し計画等の意思決定を行うとともに、意見等の概要や市の考え方などを公表する。	計画どおり	0	H14		<p>①【市民への積極的な周知の実施】</p> <p>市民主体のまちづくりの実現に向け、政策等の案についてより多くの市民から意見をいただけるよう、「パブリックコメント制度実施要綱」等に基づく市民への周知について、広報広聴主任者会議等を活用し各課へ依頼した。</p> <p>②【適正な市民周知の実施】</p> <p>今後とも、要綱等に基づき適正に市民への周知を行うよう、広報広聴主任者会議等を通して各課に依頼する。</p>
市政世論調査事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		市民の市政への参画の促進	宇都宮市に居住する満20歳以上80歳未満の市民(住民基本台帳から4,800人を無作為抽出)	政策の満足度・重要度や各課の課題について調査項目を作成し、郵送調査。集計・分析を行う。	計画どおり	2,963	S43		<p>①【調査方法等の検討】</p> <p>回収率を向上し調査結果の信頼度をより高めるため、平成27年度から、郵送による回収と併せてインターネットによる回答を併用し回収率50%以上を維持している。また、公職選挙法の改正で有権者の年齢が18歳に引き下げられたことを受け、若者の市政参画を促進するため、調査対象者年齢の下限を20歳から18歳に引き下げた。</p> <p>②【回収率の向上に向けた取組の実施】</p> <p>今後とも、郵送とインターネットによる回答を併用し、リマインダー(回答者へのお礼、兼未回答者への催促通知)も活用しながら回収率の向上に努める。</p>
無料法律相談事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		市民の利便性の向上	近隣とのトラブルや家庭問題等を抱え、弁護士の助言を必要としている市民	月2回無料法律相談を実施	計画どおり	3,888	S42		<p>①【市民ニーズによる専門相談の充実】</p> <p>市民が問題解決の糸口を探る場となるよう、弁護士による相談会を定期的に開催しているが、年々相談者数が減っていることから、各回の定員及び従事する弁護士数を見直した。</p> <p>②【関係機関と連携した相談事業の実施】</p> <p>今後とも、委託先の栃木県弁護士会との連携を密にしながら、市民のニーズに応じた相談事業を実施していく。</p>
広報紙等の発行事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		広報・広聴事業の充実	市民	広報紙を発行する。その他(点字広報、声の広報、暮らしの便利帳、航空写真)	計画どおり	84,557	S25		<p>①【全市民に対する市政情報の提供】</p> <p>広報紙は新聞折込による市内各世帯への配布とともに、新聞未購読世帯には郵送しているほか、ホームページ上の公開に加え、民間の媒体を活用しているところであり、市政情報提供の充実を図っている。</p> <p>②【行政サービス情報の充実と広報紙等に誘導する仕組みの強化】</p> <p>広報紙は市民の8割が市政情報入手する重要な媒体であることから、魅力ある広報紙であることを認知してもらうとともに、読者ファーストの紙面構成を意識し、多様な市民ニーズに対応した行政サービス情報を充実させる。また、各種広報媒体を活用し、広報紙及びホームページへの閲覧を誘導する仕組みを強化するとともに、閲覧率の低い世代向けの広報を重点化する。</p>
ホームページによる広報事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		広報・広聴事業の充実	市民(ホームページ等が見られる環境にある市民)	ホームページ等情報発信	計画どおり	9,839	H9		<p>①【使いやすくイメージアップが図れるホームページの構築】</p> <p>ホームページによる情報提供は、即時性・情報量の多さのほか、視覚障がい者への情報提供にも配慮した有効な手段であり、「すべての人に使いやすい」、「本市のイメージアップを醸成する」、「災害に強い」、「運用管理がしやすい」の考え方に基づき、効果的な広報事業に取り組んでいる。</p> <p>②【より効果的な情報提供の検討と多様なニーズに対応した内容の充実】</p> <p>今後は、社会の情勢や技術革新を見極めながら、より効果的で市民ニーズに合った情報提供を行うとともに、外国言語語に対応したポータルページの活用など、多様なニーズに対応できるよう、内容の充実にも努めていく。</p>

政策特集発行事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		広報・広聴事業の充実	市民	政策課題情報等とともに意見送付用のハガキを広報紙に年4回掲載する	計画どおり	3,794	H15	独自性	<p>①【政策課題等への市民意見の反映】 市政の重要課題について情報提供を行い、市民の意見や提案を募って施策・事業に反映させる政策特集（広報うつのみやプラス）を年4回実施した。</p> <p>②【時節をとらえたテーマ選定と市民目線での紙面構成】 今後は、広報広聴を同時に達成できる手法である政策特集の発行に当たっては、時節をとらえたテーマを選定するとともに、市民の理解が深まるような市民目線での紙面構成等に取り組んでいく。</p>
テレビ・ラジオ広報事業	Ⅲ-11	市民が主役のまちづくりを推進する		広報・広聴事業の充実	市民	テレビ（とちぎテレビ、ケーブルテレビ）、ラジオ（栃木放送、エフエム栃木、ミヤラジオ）により、市民が必要とする市政情報（行事、催し、生活情報）等を提供する	計画どおり	34,439	H10		<p>①【テレビ・ラジオの特性を生かした広報の実施】 テレビ・ラジオを有効に活用し、映像や音声により情報を発信し、市民が手軽に情報を入手できるよう、取り組んだ。</p> <p>②【テレビ・ラジオの特性を生かした情報提供の継続】 テレビ・ラジオは、視覚障がい者や聴覚障がい者へも情報提供が可能な媒体であることから、今後も、それぞれの特性を生かした効果的な情報提供を行っていく。</p>
市民活動助成事業助成金	Ⅲ-11	協働によるまちづくりの推進		市民活動団体の自立化及び活動の活性化	市民活動団体	公益的な非営利活動に対する財政支援	計画どおり	1,652	H15		<p>①【市民活動団体の活性化の促進】 ・市民活動団体に対して事業の周知啓発を実施した結果、12団体のまちづくり活動に要する費用の一部を助成し、市民活動団体の活性化・自立化の促進を図ることができた。 ・人口減少社会の進行により、まちづくり活動の担い手不足が懸念されることから、市民活動団体が助成事業を利用できるよう、引き続き、まちづくりセンターと連携しながら、市民活動団体への周知を行い、団体の担い手を育成・確保することが必要である。</p> <p>②【継続的な市民活動団体への活動支援】 市民活動団体が持続的に活動し、将来的に自立できるよう、まちづくりセンターと連携しながら、利用団体の増加に努め、市民活動団体への財政支援を実施していく。</p>
まちづくりセンターの運営	Ⅲ-11	協働によるまちづくりの推進		まちづくり活動の活性化	・市民 ・地域活動団体 ・非営利活動団体 ・企業 ・大学	まちづくり活動の支援	計画どおり	27,361	H23	先駆的	<p>①【市民協働の着実な推進】 ・市民協働のまちづくりの拠点施設として、まちづくり活動の活性化を図るため、まちづくりに関する相談、ボランティア等への参加者の人材育成支援に取り組んだ結果、施設利用者を対象に実施しているアンケートにおいては、利用者満足度が高い水準で推移した。 ・また、まちづくりに関する情報発信（HP、媒体紙等）に取り組んだ結果、ブログアクセス件数の増加など、一定の成果を上げている。 ・拠点施設として、まちづくり活動団体の運営に必要な支援や団体間の連携促進に取り組む、更なる地域活力の維持・向上を図ることが必要である。</p> <p>②【まちづくり活動団体の活性化・担い手の確保】 ・引き続き、まちづくりセンターを核とした活動団体の財政基盤の強化や団体間のネットワーク作りに取り組むとともに、まちづくり活動応援事業を活用し、NPOや企業等のまちづくりへの参加者を増やしていく。 ・CSR認証企業など、社会貢献活動に意欲の高い企業のまちづくり参画を更に促進するため、ボランティア活動情報等の提供を積極的に行っていく。</p>

市民憲章推進協議会補助金	Ⅲ-11	協働によるまちづくりの推進		市民憲章が目指す「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現	市民憲章推進協議会	市民憲章の普及啓発と協議会への事業支援	計画どおり	7,071	S55		<p>①【市民憲章の啓発と市民協働によるイベントの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民憲章に掲げる「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現に向け、市民憲章の普及啓発に取り組むとともに、フェスタmy宇都宮2018、歩け歩け大会では、多くの参加者を集客することができた。 市民憲章の普及啓発をより一層推進し、市民等の理解促進に努める必要がある。 <p>②【市民憲章の意識醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成団体やボランティア、地域活動団体、企業などと連携を図りながら、周知啓発やイベントを通して、郷土愛とコミュニティ意識の醸成を図る。 	
まちづくり活動応援事業	Ⅲ-11	協働によるまちづくりの推進	好循環戦略事業	市民がまちづくり活動に参加しやすい仕組みを構築し、まちづくり活動への参加者の増加や活性化	<ul style="list-style-type: none"> 18歳以上の市民 企業 実施団体 地域団体 NPO 等	事業の構築	計画どおり	13,122	H30		<p>①【まちづくり活動応援事業の制度設計と試行運用の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり活動への参加者の増加や活性化を図るため、まちづくり活動応援事業の制度設計とスマートフォンアプリケーション等を活用した事業の試行運用を実施 <p>②【市民、活動団体、企業等が参加しやすい事業の確立・周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰もが分かりやすく参加しやすい事業となるよう、試行運用を通して、市民、地域団体、NPO、企業からの意見聴取等を実施し、事業の確立を図るとともに、各種媒体（HP、広報紙）やSNSを活用した周知啓発のほか、事業説明会による直接的働きかけを実施し、参加の登録を促す。 	拡大
協働の地域づくり補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	<ul style="list-style-type: none"> 特色ある地域づくり活動の促進 地域まちづくり計画の策定の促進 	地域まちづくり組織	地域まちづくり組織の活動への支援	計画どおり	69,488	H15		<p>①【特色ある地域づくり活動の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域主体のまちづくりを、より計画的・効果的に推進するため、39地区の地域まちづくり組織に対して「地域づくり・環境・防犯」などの活動への補助に加え、「地域まちづくり計画策定」などについても助成したことにより、各地区における活動の活性化や、市民協働の推進を図ることができた。 地域の力を結集し、自立的なまちづくりの実現を図るため、地域まちづくり組織の企画力や調整力の向上など組織の機能強化と活性化を図るとともに、地域まちづくりに係る多様な主体との連携を促進する必要がある。 <p>②【地域主体のまちづくりへの継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、補助金の活用や事業展開のアドバイス、先進的な地域の取組の紹介など地域まちづくり組織への支援を行っていく。 	
宇都宮市自治会連合会補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	自治会活性化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市自治会連合会 地区連合自治会 単位自治会 	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市自治会連合会の活動への支援 自治会加入促進 	計画どおり	58,855	S54		<p>①【自治会活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域が主体となったまちづくりを推進するため、宇都宮市自治会連合会に対して、「宇都宮市自治会連合会運営費」、「地区連合自治会活動促進費」、「地区連合自治会長活動促進費」、「自治会長活動促進費」を助成したことにより、自治会の総合的な支援を担う同会の安定的な運営を支援し、自治会の活性化を図ることができた。 住民に最も身近なコミュニティである「自治会」の重要性や必要性を、幅広い世代、特に若者世代に周知していくため、自治会の見える化を図るとともに、自治会加入世帯数を増加させる必要がある。 <p>②【自治会活性化への継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域主体のまちづくりに向けて、宇都宮市自治会連合会への支援を継続するとともに、引き続き自治会の活性化を促進していく。 	

地域集会所等建設推進事業補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	・自治会の活動場所や地域住民の居場所の整備促進	単位自治会	地域集会所建設のための補助	計画どおり	30,562	S53	<p>①【自治会活動拠点の整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が主体となったまちづくりを推進するため、宇都宮市自治会連合会と連携し、補助制度の周知を行った結果、例年より多い5件の集会所新築や、16件の大規模修繕工事などに対する補助を実施し、自治会の活動場所や地域住民の居場所の整備促進を図ることができた。 ・各地区における自治会集会所の整備状況を踏まえながら、自治会の実状に合った支援策を検討していく必要がある。 <p>②【自治会活動拠点整備の継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助制度が有効に活用されるよう、引き続き周知啓発に努めていくとともに、空き家再生支援事業補助金等、他の補助制度とも連携を図りながら、活動拠点の確保を支援していく。
コミュニティ助成事業補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進		・地域まちづくり組織等の活動拠点の機能充実	地域まちづくり組織	まちづくり活動に必要な設備・備品購入費	計画どおり	2,500	S60	<p>①【地域活動拠点の機能充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図るため、(財)自治総合センターの助成制度を活用し、コミュニティ活動に必要な設備等を順次配備したことにより、地域活動拠点の機能充実を図った。 <p>②【地域活動拠点の機能充実に向けた継続支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定財源である(財)自治総合センターの助成制度を有効活用していくため、関係機関等との連携を図りながら、地域活動拠点の機能充実に向けて、引き続き計画的に支援を行っていく。
自治会の活性化支援	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	・自治会活性化の促進	単位自治会	自治会活動表彰	計画どおり	82	H18	<p>①【自治会活動活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市自治会連合会と連携しながら、優良な活動を行う13自治会を表彰し、受賞自治会の意識高揚を図ると共に、活動内容をまとめた事例集を全自治会に配布し、効果的な事例を共有化することにより、自治会の活性化を促進した。 ・超高齢社会が進行し、人口減少時代に突入する中であっても、安全で安心して生活できる地域社会を形成する「自治会」の活性化を、引き続き促進していく必要がある。 <p>②【自治会活性化に向けた情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市自治会連合会と連携しながら、引き続き、活動の活性化につながる優良な活動事例等を発信するなど、全市的な広がり推進していく。
地域まちづくり計画の策定支援	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	・地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり計画研修会へのアドバイザーの派遣	計画どおり	10	H18	<p>①【地域まちづくり計画の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市地域まちづくり協議会等を対象に、計画策定の目的や計画の必要性の理解促進を図るため研修会を開催し、意識啓発を行うことで、新規着手地区が1地区増加した。 ・複雑多様化する地域課題やニーズにも対応し、地域特性を活かしたまちづくりを推進するためには、地域の将来の指針となる地域まちづくり計画の策定を促進し、多くの地域住民とともに、目指すべきまちづくりの姿の共有化を図っていく必要がある。 <p>②【計画未策定地区への策定着手支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり計画の未策定地区に対して、研修会を開催するなど、策定着手に向けた支援を行っていく。

地域コミュニティセンター建設事業	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	・地域活動の活発化 や利便性の向上	・市民 ・地域まちづくり組 織 ・センター利用者・団 体等	地域コミュニティセンター 整備	計画 どおり	39,262	H14	<p>①【地域コミュニティセンターのバリアフリー化】 ・エレベーターが未設置である戸祭地域コミュニティセンターにおいて、エレベーターの設置 工事を実施し、施設利用者の利便性向上を図ることができた。 ・令和元年度に予定している昭和地域コミュニティセンターのエレベーター設置工事につい て、実施設計業務委託を実施した。</p> <p>②【計画的なバリアフリー化の推進】 今後も引き続き、エレベーター未設置の地域コミュニティセンターにおいて、エレベーター整 備によるバリアフリー化を計画的に実施し、施設利用者の利便性向上を図っていく。</p>
上河内イメージアップ看板維持管理事業	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進		地域への愛着と魅力 の発信	・地域住民 ・地域外住民	上河内地区イメージアッ プ看板の維持・管理	計画ど おり	57	H19	<p>①【イメージアップ看板の適切な維持・管理】 看板の破損はなく、修繕や撤去が必要な看板はなかった。</p> <p>②【イメージアップ看板の適切な維持・管理の継続】 上河内地域の特産品であるユズをキャラクター化した「地域案内板」を適切に維持・管理を する。</p>
上河内梵天祭り交付金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進		地域の賑わいと住民 の生活増進	・梵天祭り実行委員 会 ・近隣市町を含む宇 都宮市民全体	梵天祭り実行委員会へ の運営支援	計画ど おり	2,035	H19	<p>①【各種おもてなしによる来場者の満足度向上】 実行委員会への支援を進め、昨年度初めて各会場や駐車場等を結ぶ循環バス(3台)を導入 したほか、おもてなし茶屋の開設、ぼんてん汁(1,000食)の販売など、来場者のおもてなし や地域特産品のPRを実施し、来場者から好評を得た。</p> <p>②【事業周知等への支援】 梵天祭りにおいて、実行委員会が担う周知・PR事業、観光客や地域住民の安全対策、環 境衛生対策などが円滑に行われるよう支援する。</p>
姉妹・文化友好都市との交流事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		国際化や市民の国際 感覚の醸成	市民	姉妹都市との相互交流 事業の実施	計画 どおり	4,163	S62	<p>①【青少年等の派遣・受入の着実な実施】 青少年等の派遣・受入を着実にすることにより、地域の国際化や多文化共生の担い手とし て活躍できる人材育成につながるよう取り組むことができた。</p> <p>②【相手都市や受入団体との連携・調整】 引き続き、受入団体との連携を図り、青少年等の派遣者数や期間を調整し、円滑な派遣や 受入に取り組む。</p>
市民交流活動推進補助金	Ⅲ-12	多文化共生の推進		民間団体の国際交流 活動の支援	民間団体	・姉妹・文化友好都市との 交流事業 ・外国人住民の自立化支 援 ・国際理解・国際協力を 関する事業を実施する民 間団体への補助	計画 どおり	88	H13	<p>①【民間団体の着実な支援】 補助による民間団体の活動支援を着実にすることにより、国際交流活動を促進した。</p> <p>②【補助制度の活用促進】 今後は、新たな民間団体が補助を活用し、国際交流活動を実施できるよう、補助制度の周 知に努め、円滑な支援に取り組む。</p>

多文化共生の地域づくり事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進	戦略事業	外国人住民と市民との相互理解と交流機会の創出	市民	・国際理解講座の開催や地域イベントへの参加促進 ・多文化共生フォーラムの実施	計画どおり	84	H21	①【国際理解講座の開催地域の拡大】 市内全域での国際理解講座の開催を目指し、各地域コミュニティセンターや生涯学習センターにおける国際理解講座の開催を調整したところ、新規に5地区が開催し、地域拡大を図ることができた。 ②【地域における外国人・日本人住民の交流機会の創出】 引き続き、国際理解講座・多文化共生フォーラムの開催や留学生の地域行事への参加を通じ、地域における外国人・日本人住民の交流機会を創出することより、相互理解の促進を図るほか、新たに外国人労働者を雇用する企業等に対する出前講座を実施し、多文化共生の意識啓発に取り組む。	拡大
日本語講師養成事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		外国人住民の日本語習得の促進	市民	外国人住民に日本語を教えるボランティアの養成	計画どおり	896	H19	①【実践的な講座の実施】 外国人住民の日本語学習環境を充実させるため、より実践的な内容の講座を通して、即戦力として活躍できるボランティア養成を図り、受講者の8割が修了した。また、修了者の活躍の場の拡大を図るため、日本語教室を実施する民間団体を紹介した。 ②【講座内容の充実】 今後は、入管法改正による外国人労働者や外国人児童生徒の増加に伴う指導内容の変化等を踏まえ、適格な指導方法で学習支援ができるよう、講座内容の充実に取り組む。	
多文化共生ソーシャルコーディネーター事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		多様化する相談案件への対応	・外国人住民 ・多文化共生ソーシャルコーディネーター	外国人住民からの複雑な相談に対応する多文化共生ソーシャルコーディネーターのスキルアップ・派遣(相談支援)	計画どおり	111	H21	①【多文化共生ソーシャルコーディネーターのスキルアップ支援】 外国人住民からの相談事案の増加に円滑に対応し、早期解決と相手の状況に応じたきめ細かな個別支援ができるよう、多文化共生ソーシャルコーディネーターのスキルアップを図るため、他職との連携による効果的な研修を行うことができた。 ②【外国人住民への個別支援の充実】 今後は、外国人住民の定住化による複雑困難化する相談事案に対し、個別支援による問題解決を促進するため、多文化共生ソーシャルコーディネーターの更なるスキルアップを図るとともに、計画的に関係機関等と連携した個別支援の充実に取り組む。	
外国人転入者支援事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		わかりやすい生活情報の提供	外国人住民	新規転入の外国人住民に必要な情報の多言語による提供	計画どおり	325	H23	①【生活のスタートアップ支援】 平成30年度は、本市での生活に必要な行政情報等をまとめた「転入者パック」について、外国人住民の増加傾向を踏まえ、新たにベトナム語版を作成し、市民課や各地区市民センター等の窓口において、外国人転入者に「転入者パック」を円滑に配付できるよう取り組むことができた。 ②【情報提供の継続実施】 引き続き、市民課や各地区市民センター等の窓口において、「転入者パック」の配付による情報提供に取り組むとともに、外国人転入者の増加や多国籍化を踏まえ、「多言語版生活マップ」や「指さし会話表」を作成し、わかりやすい情報提供に取り組む。	
やさしい日本語普及啓発事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		市民サービスの向上	・職員 ・市民	・職員向け研修の実施 ・「外国人への情報提供ガイドライン」の周知	計画どおり	36	H25	①【「やさしい日本語」普及啓発の着実な実施】 市職員に対する研修や庁内啓発紙を通じ、「やさしい日本語」を普及啓発することにより、日本語が不慣れな外国人住民等に対する、窓口での説明や文書作成の際に「やさしい日本語」を使うことができるよう、着実に取り組むことができた。 ②【市職員への普及啓発の継続実施及び新たな企業等への普及啓発の実施】 引き続き、市職員への「やさしい日本語」の普及啓発に取り組むとともに、新たに外国人労働者を雇用する企業や商店街等に対する出前講座を実施し、「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む。	拡大

人権・平和啓発活動事業	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		人権・平和に対する意識高揚	・市職員 ・人権擁護委員 ・市内小・中学生 ・市民 ・平和首長会議	・研修会等への参加促進及び参加費の負担 ・人権の花運動(市内小学校への花の苗等の配付) ・LGBTに関する理解促進 ・平和首長会議の事業運営費の負担	計画どおり	618	H16		<p>①【意識向上や理解促進のための周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員や人権擁護委員の人権意識の向上を図るためには、人権に関する研修の継続的な受講に向け、研修機会を確保することが必要であり、国や県、人権団体が開催する研修等を周知し、積極的な参加を促した。また、市民への人権啓発をより効果的に行うため、引き続き人権週間イベントにおける啓発パネルの展示や人権擁護委員との連携による周知啓発、フロスボーツチームと連携した周知啓発を実施した。 さらに、LGBTへの理解促進を図るため、小学生向けリーフレットの作成・配付や、ポスター等による啓発活動、また、市有施設の多目的トイレにおいて、「誰もが利用できるトイレ」であることを表示するなど、周知啓発に取り組んだ。 <p>②【研修機会の確保と効果的な周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、職員や人権擁護委員の人権意識の向上を図るため、人権に関する研修機会を確保していくとともに、引き続き、積極的な参加を促していく。あわせて、人権擁護委員と連携し、児童・生徒や市民への周知啓発活動を行っていく。 さらに、LGBTへの理解促進を図るため、当事者支援団体等との定期的な意見交換をしながら、効果的な手法により、啓発講座の開催などを実施していく。
平和のつどい実行委員会交付金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		平和の尊さに対する意識高揚	平和のつどい実行委員会	・平和のつどいの開催や小学校における平和の語り継ぎ講演会の実施のための交付金の交付 ・宇都宮空襲体験等の語り継ぎ講演会の映像記録・保存及び配信	計画どおり	400	H12		<p>①【平和のつどいと宇都宮空襲体験等の計画通りの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平和のつどいについては、当日満席となりアンケートでも好評を得た。 平和の語り継ぎ講演会は宇都宮市女性団体連絡協議会の協力を得て円滑に実施することができたが、平和の語り継ぎ講演会の講師となる戦争体験者の高齢化による語り手の減少が課題である。 <p>②【平和のつどいの開催と次世代への継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に対し、平和意識の更なる高揚を図るためには、継続した平和啓発活動が必要ことから今後も継続して支援していく。 平和のつどいについては、更に充実した事業となるよう、効果的なプログラムの編成や事業の積極的な周知等の支援を行っていく。 今後は記録・保存した講演会の映像や平和に関するDVDを活用するなどしながら、空襲被害の記憶と平和意識の継承に取り組んでいく。
平和親善大使広島派遣事業交付金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		平和教育の推進	市内中学生	・市内中学生を平和親善大使として広島市に派遣 ・中学校における平和語り部講演会の実施	計画どおり	2,559	H12		<p>①【中学生の広島市への派遣と平和語り部講演会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き平和親善大使として中学生を広島市へ派遣するとともに、多くの生徒に広く啓発を図る必要があることから派遣生徒による学校での報告等を行うことにより、平和の尊さへの思いの継承が図られた。 例年実施している「平和語り部講演会」については、講師派遣を依頼している「栃木県原爆被害者協議会」が解散したため、直接講師へ依頼し、講演を行い、平和教育の推進が図られた。一方で、被爆体験者の高齢化による語り手の減少が課題である。 <p>②【広島市への派遣と平和に関する映像資料の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、平和の心を育てるため、中学生を広島平和記念式典に派遣するとともに、各学校で他の生徒への伝達を促していく。 今後は記録・保存した講演会の映像や平和に関するDVDを活用するなどしながら、戦争被害の記憶と平和意識の継承に取り組んでいく。
平和啓発事業推進補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		平和の尊さに対する意識高揚	民間団体	・平和啓発事業の経費の一部を補助	計画どおり	60	H21		<p>①【平和啓発事業に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の平和意識の高揚に資する2事業への支援を実施 <p>②【市民主体の取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市民に広く平和意識の醸成を図るため、市民主体の取組に対する支援を行っていく。

宇都宮人権擁護委員協議会負担金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		宇都宮人権擁護委員協議会の活動の円滑化	宇都宮人権擁護委員協議会	・人権相談や研究会等の事業運営費の負担	計画どおり	1,006	—		<p>①【宇都宮人権擁護委員協議会の事業運営に対する支援】 県央6市町の首長推薦のもと法務大臣から委嘱された人権擁護委員との連携や、人権擁護委員の任務の円滑な遂行を図るため、人権作文コンテストや絵画原画コンテストの実施、SOSミニレターの周知啓発といった、宇都宮人権擁護委員協議会事業運営の支援を行った。</p> <p>②【円滑な事業運営への継続的な支援】 今後も、人権擁護委員の任務の円滑な遂行を図るため、宇都宮人権擁護委員協議会の事業運営に対して引き続き支援していく。</p>
宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会活動補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		人権擁護委員の活動の円滑化	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会	・人権講話、人権よろず相談等部会の事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	336	S30		<p>①【宇都宮部会の事業運営に対する支援】 ・首長推薦のもと法務大臣から委嘱された人権擁護委員との連携や、人権擁護委員の任務の円滑な遂行を図るため、人権講話や人権相談の実施といった、宇都宮部会の事業運営の支援を行った。 ・近年問題となっているSNS等を利用した犯罪やいじめなどの人権問題に対応するため、法務局の「携帯電話安全教室」と連携して中学校を対象とした人権講話を実施した。</p> <p>②【円滑な事業運営への継続的な支援】 今後も、人権擁護委員の任務の円滑な遂行を図るため、宇都宮部会の事業運営に対して引き続き支援していく。</p>
市民啓発事業	Ⅲ-12	男女共同参画の推進	好循環P	市民の理解促進と家庭・学校・地域教育の推進	・市民 ・児童生徒 ・教育関係者等	・市民啓発講座の開催 ・情報紙の発行 ・教育参考資料の配布	計画どおり	944	H19		<p>①【市民に向けた男女共同参画の啓発の実施】 国の動向や社会情勢を踏まえ、「男女共同参画の視点からの防災」に関する講座や「歴史から学ぶ男女共同参画」など市民に向けた新たな啓発講座の実施に注力したほか、情報誌や教育参考資料を作成・配布したことにより、啓発が図られた。</p> <p>②【国の動向や社会情勢を踏まえた新たな分野での啓発】 今後も、国の動向や社会情勢を踏まえたうえで、他機関と協働で新たな分野の講座を実施するほか、周知の強化を行い、効果的な啓発を行う。</p>
宇都宮女性団体連絡協議会補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	宇都宮市女性団体連絡協議会	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	437	S62		<p>①【適切な補助金の支出】 市民向けの研修会や啓発など、主体的に活動を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成が図られた。</p> <p>②【団体の事業実施の支援】 実施事業は女性の地位向上に特に貢献していることから、引き続き、団体の育成・支援をしていく。</p>
男女共同参画社会の実現を目指すうつつのみや市民会議補助金	Ⅲ-12	男女共同参画の推進		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	男女共同参画社会の実現を目指すうつつのみや市民会議	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	401	H9		<p>①【適切な補助金の支出】 市民向けの研修会や啓発など、主体的に活動を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成が図られた。</p> <p>②【団体の事業実施の支援】 実施事業は男女共同参画の推進に特に貢献していることから、引き続き、団体の育成・支援をしていく。</p>

ワーク・ライフ・バランス推進事業	Ⅲ-12	男女共同参画の推進	好循環P	仕事と生活の調和を図るための職場・家庭の環境づくりの促進	・市民 ・事業者等	・企業向けガイドブックの配布 ・事業者表彰の実施 ・コンサルタント派遣事業の実施 ・親学出前講座の実施 ・市民向け啓発事業	計画どおり	4,095	H19	<p>①【事業者、市民への啓発事業の実施と取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、誰もが働きやすい職場環境づくりや女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等を支援するため、中小企業へのコンサルタント派遣を実施し、支援対象事業者5社すべてが働きやすい職場環境の実現に向けた取組を行い、事業主行動計画を策定した。 ・また、事業者表彰については、3事業者に対して表彰を実施し、受賞者の取組内容を市内事業者へ広く周知した。 ・市民に対しては、働き方やワーク・ライフ・バランス、起業等に関するセミナーを、対象者別に実施し啓発を行った。 <p>②【事業者、市民に対する効果的な啓発事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業者の裾野を広げ、多様な取組を促進するため、事業者に対し、みやシャイン女性活躍推進協議会や関係課等と連携しながら、より一層効果的な啓発事業に取り組む。 ・コンサルタント派遣事業については、リーフレットによる幅広い啓発を実施し、市内企業の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定支援の充実を図るとともに、企業向けガイドブックについては、配布手法を紙媒体から電子媒体へ移行するなど、より効果的な周知方法を検討する。 ・また、事業者表彰においては、受賞者の取組を好事例として広く市内事業者に発信するとともに、応募事業者数の増加に向けた周知の強化を図る。 ・市民に対しては、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革をより浸透させるため、講座開催に当たり、受講者のニーズを踏まえ、内容の充実を図るとともに、周知の一層の強化に取り組んでいく。 	改善
DV対策推進事業	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重	戦略事業	DVの未然防止、相談・保護から自立に向けた被害者への支援	・市民 ・生徒 ・教育関係者 ・DV被害者及び同伴家族 ・大学生	・DV・デートDV防止啓発講座の実施 ・中学生向けデートDV防止ハンドブックの配布 ・自立支援事業の実施	計画どおり	1,533	H20	<p>①【若年層からの意識啓発と被害者への相談・自立支援】</p> <p>「第2次配偶者からの暴力対策基本計画」に基づく、下記の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力を未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が重要であることから、アンケート等をもとに出前講座の必要性等のPRを行い、講座回数を増加させることができた。 ・一時保護などの危機的状況を脱したDV被害者と同伴家族に対し、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施することにより、心身回復や早期自立を図ることができた。 ・関係部署・関係機関等と連携し、被害者が抱えている個々の事案に応じた相談支援を行うことができた。 <p>②【新たな防止啓発の取り組みと被害者への就労支援】</p> <p>「第3次配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、参加型のDV防止啓発講座の検討などに取り組むとともに、被害者自立のため、就労に向けた更なる支援に取り組んでいく。</p>	
女性相談事業	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		女性からの相談体制の充実	市内在住もしくは勤務の家庭内などの問題に悩む女性	・電話・面接相談実施 ・法律相談の実施 ・カウンセリングの実施	計画どおり	870	H18	<p>①【相談員の資質向上と関係機関との連携】</p> <p>相談内容が多様化・複雑化していることから、相談に迅速かつ適切な対応ができるよう、相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を図ることができた。</p> <p>②【相談体制の充実】</p> <p>相談員の資質の一層の向上と新たな問題への対応を身に着けるため、各種研修会への参加や勉強会を行うとともに、様々な困難を抱えた被害者に適切な対応ができるよう、関係機関とのより一層の連携強化を図っていく。</p>	
民間団体DV被害者支援事業補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重	戦略事業	DV被害者の安全確保と早期の自立支援	認定特定非営利活動法人ウィメンズハウスとちぎ	・民間団体が行うDV被害者支援事業（民間シェルター事業、ステップハウス事業、自助グループ事業）に対し、賃借料、光熱水費など対象経費の補助	計画どおり	800	H22	<p>①【民間シェルターやステップハウス、自助グループ活動への支援】</p> <p>民間シェルターやステップハウス、自助グループ事業への支援を行うことで、DV被害者の安全確保や早期の自立が図られた。</p> <p>②【継続的な活動への支援】</p> <p>多様化・複雑化しているDV被害者とその同伴家族の安全確保や早期の生活再建・自立には、民間シェルターやステップハウス、自助グループ事業への補助は有効な手段であることから、今後も支援していく。</p>	

虐待・DV対策連携会議	Ⅲ-12	かけがえない個人の尊重	戦略事業	関係機関等の連携による虐待・DV対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・司法・警察・保健医療等関係機関 ・市関係課 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等の連携により、本市における虐待等の対策に一体的に取り組むため、会議を開催 ・関係機関等との連携による虐待・DV対策の取組促進 	計画どおり	39	H26	<p>①【関係機関等との情報共有の実施】 関係機関における取組内容を共有することができた。</p> <p>②【未然防止に向けた関係機関等との連携強化及び啓発の推進】 虐待及びDVの未然防止には、地域への啓発が重要であることから虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議を通して連携しながら、関係機関等の相互の連携や情報の共有を図るほか、出前講座を通じた各地域の民生委員・児童委員等に対する啓発に取り組んでいく。</p>	
-------------	------	-------------	------	-----------------------	---	---	-------	----	-----	---	--